

# 第8回教育委員会

令和2年7月14日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第57号

令和2年度大阪市中学校3年生統一テストの実施について

## 議案 57 号

### 令和 2 年度 大阪府中学校 3 年生統一テストの実施について

新型コロナウイルス感染症による影響により標記テストを中止する

#### 1 これまでの経緯

標記テストについては、中学 3 年生の学習内容を含むテスト結果を個々の生徒の評定（内申点）の妥当性の検証に活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定の公平性を担保することを目的として、平成 27 年度より 10 月第 1 木曜日に実施してきたところである。

#### 2 中止の理由

今年度については、新型コロナウイルス感染症が一旦収束したとはいえ、今後も再度感染者が増加する等の事態も想定されていることから、中学 3 年生の学習内容をテスト範囲に十分に含むことが困難な状況であり、また、市内の各校が同一日に標記テストが実施できない可能性や実施に伴い教育課程が密となり生徒の精神的な負担が懸念される。さらに、大阪府公立高等学校入学者選抜が当初の予定通り実施されることになり、中学 3 年生の授業時数確保が必須となるため、標記テストを一旦中止とする。

なお、上記にある評定の公平性については、令和 2 年 6 月 26 日大阪府教育委員会より通知があった大阪府統一ルールにより担保され、標記テストが実施されないことで、大阪市の生徒のみが不利益を被ることはない。

感染拡大の第 2 波による全国規模の一斉臨時休業により、修学期間が大幅に延長された場合は、実施について再考する。

教 高 第 1 8 2 2 号  
令 和 2 年 6 月 26 日

市町村教育委員会 教育長 様

大阪府教育委員会  
教 育 長

令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における中学 3 年の調査書評定の  
確認方法及び目標に準拠した評価の基準について（通知）

標記について、別紙のとおり決定しましたので通知いたします。

つきましては、貴教育委員会所管の中学校等の教職員並びに生徒及び保護者へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、例年、中学 3 年の目標に準拠した評価の基準とともに送付しております資料「大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書評定の府内統一ルールのお知らせ」は、改めて送付させていただく予定です。

別紙 1 令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における中学 3 年の調査書評定の  
確認方法について

別紙 2 中学 3 年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の基準について

担 当 大阪府教育庁 教育振興室  
高等学校課 学事グループ  
朝倉・笠松  
電 話 06-6944-6887（直通）  
F A X 06-6944-6888

## 令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における 中学 3 年の調査書評定の確認方法について

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等の措置の影響から、中学 3 年生を対象としたチャレンジテストが実施できなかったため、今年度に限り、以下の方法で中学 3 年の調査書評定を確認する。

### 【チャレンジテスト実施 5 教科の評定について】

- 1 府教育委員会は、第 2 学年の 2 学期末までの府内公立中学校の評定の状況と、1 月に実施した中 2 チャレンジテストの結果を使って、中学 3 年生の「府全体の評定平均」を定める（別紙 2 の【チャレンジテスト実施 5 教科の評定平均について】を参照）。
- 2 各中学校は、中学 2 年生の 1 月に実施したチャレンジテストの自校の結果と府全体の平均とを比べて、自校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.5の範囲（以下「新たな評定平均の範囲」という。）に各校の中学 3 年生の 5 教科の評定平均が収まっていることを確認する。

	X 中学校	Y 中学校	府全体
中 2 チャレンジテストの平均得点	57.0 点	63.0 点	60.0 点
中 2 チャレンジテストの対府比 【A】	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安【B】 （「府全体の評定平均」×【A】）	3.32	3.66	3.49
新たな評定平均の範囲 （【B】±0.5）	2.82～3.82	3.16～4.16	—

- 3 「2」において収まらない場合、中学校は、評価方法の見直しを行う。  
ただし、いかんともしがたい事由があり、所管する市町村教育委員会も妥当と認める場合は、府教育委員会に協議を申し出ることができる。

### 【チャレンジテスト実施教科以外の 4 教科の評定について】

- 1 府教育委員会は、第 2 学年終了時の府内公立中学校の評定の状況から「府全体の 4 教科の評定平均」を算出し（別紙 2 の【チャレンジテスト実施教科以外の 4 教科の評定平均について】を参照）、その値に±0.3 を加えた「府全体の 4 教科の評定平均の範囲」を定める。
- 2 各中学校は自校の 4 教科の評定平均を算出し、その値が「府全体の 4 教科の評定平均の範囲」に収まっていることを確認する。
- 3 自校の 4 教科の評定平均が「府全体の 4 教科の評定平均の範囲」に収まっていない場合、さらに自校のチャレンジテスト実施 5 教科の「新たな評定平均の範囲」とを合わせた 2 つの範囲の最大値と最小値の間に収まっていることを確認する。
- 4 「3」において収まらない場合、中学校は、評価方法の見直しを行う。  
ただし、いかんともしがたい事由があり、所管する市町村教育委員会も妥当と認める場合は、府教育委員会に協議を申し出ることができる。

## 中学3年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の基準について

中学3年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の基準として「府全体の『評定平均』」を以下のとおりとする。

### 【チャレンジテスト実施5教科の評定平均について】

府全体の「評定平均」=3.49

$$\begin{aligned} & \text{※府全体の「評定平均」} \\ & = 5 \times 0.19 + 4 \times 0.28 + 3 \times 0.38 + 2 \times 0.13 + 1 \times 0.02 \end{aligned}$$

（参考） 中学2年生時に受験したチャレンジテストの検証で得られた府全体の「評定分布」（実績）

5	19%
4	28%
3	38%
2	13%
1	2%

### 【チャレンジテスト実施教科以外の4教科の評定平均について】

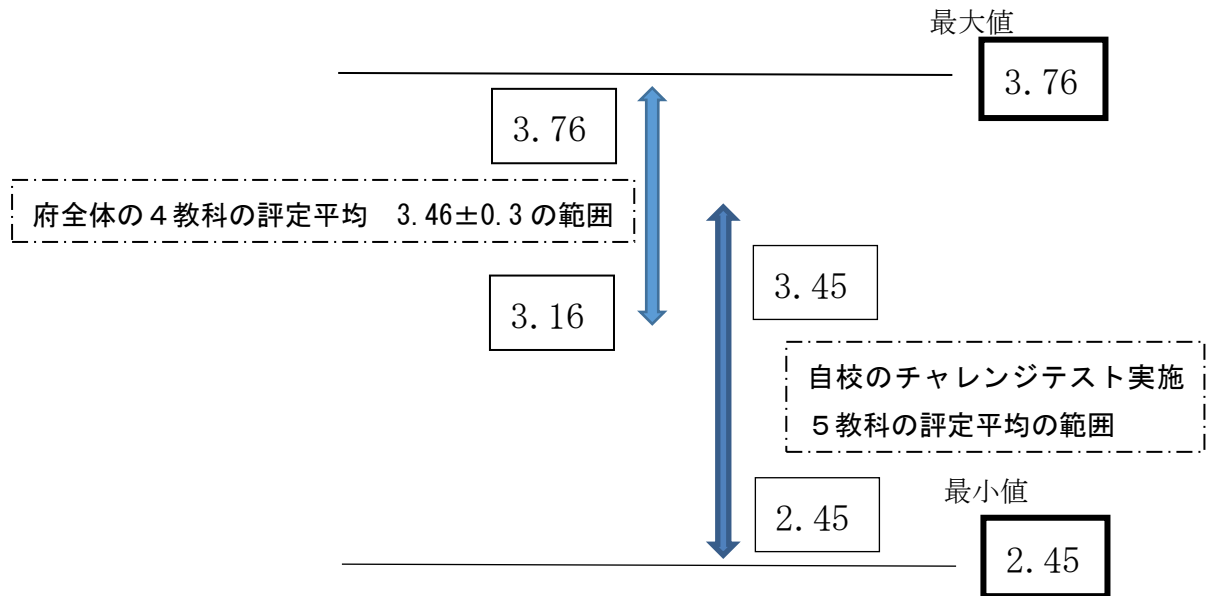
府全体の「評定平均」=3.46

$$\begin{aligned} & \text{※府全体の「評定平均」} \\ & = 5 \times 0.16 + 4 \times 0.31 + 3 \times 0.40 + 2 \times 0.09 + 1 \times 0.04 \end{aligned}$$

（参考） 中学2年生時の府全体の「評定分布」（実績）

5	16%
4	31%
3	40%
2	9%
1	4%

〈例〉 4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）の検証範囲について  
「府全体の4教科の評定平均」が 3.46、自校のチャレンジテスト実施5教科の「評定平均の範囲」が 2.45～3.45 の場合、2.45～3.76



中学校において調査書の評定が決まるまで

中学校は、学習指導要領に定める目標に準拠し、個々の生徒の学習状況を評価し、評定をつけます。

中学校は、自校の「評定の分布」や「評定平均」がチャレンジテストの結果を使って定めた「評定の範囲」「評定平均の範囲」にあてはまっていることを確認します。

あてはまっている

あてはまっていない

各中学校において調査書の評定をつけます。

評価の方法の見直しを行い、適正に評価します。